

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業下八間堀地区（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧期間

令和三年十一月十五日から令和三年十二月十四日まで

### 二 縦覧場所

吉川市役所

松伏町役場